

(参考資料) 農村地域への産業の導入の実態

農村地域への産業の導入の実態についてみると、農村産業法に基づく産業導入地区が設定されている市町村は、同法に規定する農村地域21市町村等のうち12市町村、20地区で、面積の合計は約191haである。

市町村別地域指定等状況 (管内全市町村)

番号	市町村名	対象要件			除外要件				人口増減			法の対象農村地域に該当	旧農工法実施計画の有無	既存分譲可能残面積の有無
		農振地域 ①	振興山村 ②	過疎地域 ③	令3条1一 (首都圏整備法) ④	人口10万人以上 ⑤	令3条1四イ (人口20万人以上) ⑥	令3条1四ロ (人口増加率が 全国平均率が 以上) ⑦	平成27年 ⑧	令和2年 ⑨	対平成27 年比 (%) ⑧/⑨			
1	前橋市	○			×	×	×		336,199	332,149	98.8		○	
2	高崎市	○	○	○	×	×	×	×	370,751	372,973	100.6		○	○
3	桐生市	○	○	○	×	×			114,760	106,445	92.8		○	
4	伊勢崎市	○			×	×	×	×	208,838	211,850	101.4			
5	太田市	○			×	×	×	×	219,896	223,014	101.4			
6	沼田市	○	○	○					48,697	45,337	93.1	○		
7	館林市	○			×				76,676	75,309	98.2			
8	渋川市	○	○						78,426	74,581	95.1	○	○	○
9	藤岡市	○	○	○	×				65,723	63,261	96.3			
10	富岡市	○							49,760	47,446	95.3	○	○	
11	安中市	○	○						58,529	54,907	93.8	○	○	
12	みどり市	○	○	○	×				50,942	49,648	97.5			
13	榛東村	○							14,338	14,216	99.1	○	○	
14	吉岡町	○							21,086	21,792	103.3	○	○	
15	上野村	○	○	○					1,228	1,128	91.9	○		
16	神流町	○	○	○					1,956	1,645	84.1	○		
17	下仁田町	○	○	○					7,633	6,576	86.2	○		
18	南牧村	○	○	○					1,980	1,611	81.4	○	○	○
19	甘楽町	○							13,210	12,491	94.6	○	○	
20	中之条町	○	○	○					16,842	15,386	91.4	○		
21	長野原町	○	○						5,477	5,095	93.0	○		
22	嬭恋村	○	○	○					9,787	8,850	90.4	○		
23	草津町	○							6,512	6,049	92.9	○		
24	高山村	○	○						3,679	3,511	95.4	○		
25	東吾妻町	○	○	○					14,116	12,728	90.2	○	○	
26	片品村	○	○	○					4,390	3,993	91.0	○		
27	川場村	○	○						3,648	3,480	95.4	○		
28	昭和村	○							7,355	6,953	94.5	○		
29	みなかみ町	○	○	○					19,356	17,195	88.8	○	○	
30	玉村町	○			×				36,653	36,054	98.4			
31	板倉町	○			×				15,024	14,083	93.7			
32	明和町	○			×				11,042	10,882	98.6			
33	千代田町	○			×				11,331	10,861	95.9			
34	大泉町	○			×				41,213	42,089	102.1			
35	邑楽町	○			×				26,423	25,522	96.6			
計		35	19	14	14	5	4	3				21	12	3

(注1) ア ①から③、⑩から⑫に該当する場合は○印を記入。④から⑦は該当する場合に×印を記入。ただし、⑤に該当しない場合は、⑥、⑦は記入しない。
 イ ①は農業振興地域のある市町村、②は振興山村がある市町村、③は過疎地域がある市町村、いずれも農村産業法(以下「農産法」という)第2条第1項関連。
 ウ ④から⑦は農村産業法施行令(以下「令」という)第3条の各号に於ける該当の有無。
 エ ⑩、⑫は旧農工法に基づく農村地域で実施計画のある市町村。

(注2) 農産法対象地域とは、農業振興地域、振興山村、過疎地域(法第2条第1項関連)。ただし、本制度により産業を導入する必要性の少ない以下の地域を除外する(令第3条の各号)。
 ア 三大都市圏の市町村
 イ 人口20万人以上の市
 ウ 人口10万人以上の市で人口増加率が全国平均(99.3%)より高い市
 ※旧市町村区域については、平成28年3月の旧農工法施行令の改正により対象地域に加えられたが、いずれの区域も上記注2のアに該当するため対象外。